

## 薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について

### 【厚生労働省からの追加情報】（令和4年3月30日）

#### ● 請求の根拠となる資料について

##### ① 公共交通機関

公共交通機関（電車・バス）の場合、領収書の発行が難しい場合があるため、客観的に証明できるものとして、移動経路の記録及び料金の記録で対応することも可能とのことです。

記録例：利用日、従事者氏名、目的地（届け先）、利用交通機関名、利用区間（A 駅～B 駅）、料金 以上を記録する。

##### ② タクシー

緊急時や移動手段が他にないときなど、利用せざる得ない状況において利用可能です。

#### ● 請求にあたっての追加の資料（請求がある月毎に提出）

##### ① 薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業 請求（様式1）

##### ② 請求の根拠となる資料（領収書、配送業者からの請求書等の 写し）（様式2）

（配送業者からの請求書（一覧）が設定された締切日に間に合わない場合など、資料が間に合わない場合はご相談ください。）

\*①②の資料については、可能な限り、電子媒体（スキャン、スマートフォン等で撮影した写真等）で提出してください。

（県薬に FAX で送信した場合、県薬で電子媒体にして厚労省に送付します。）

\*②の資料について、個人情報に記載されている場合、マスキングをしてください。